

AWA★CLUB指導者と認定団体の公募について

AWA★CLUB(淡路市地域クラブ あわ・くら)とは、中学生が部活動にかかわって日常の中でスポーツや文化芸術活動に親しむことができるしくみのことです。淡路市では、AWA★CLUB指導者とAWA★CLUB認定団体を公募しています。年間を通じた活動だけでなく、短期間の活動も可能です。さらに、中学校の部活動にない競技や分野も歓迎いたします。AWA★CLUB認定団体は、学校施設・用具の活用、中体連・吹奏楽連盟主催大会の参加資格取得などの活動支援を受けることができます。

1. お願いすること

令和8年8月以降、休日(土日祝および可能であれば長期休業中)の部活動をAWA★CLUBなど、地域指導者による活動にしていく計画です。淡路市の中学生が、部活動での頑張りを続けていくため、希望するスポーツ・文化芸術活動に親しむことができるよう、スポーツ・文化芸術の普及・発展で活躍されている皆様に、中学生の指導や団体の運営にお力添えをお願いいたします。年間を通じた活動だけでなく、短期間の活動も可能です。

2. AWA★CLUB指導者について

中学生の指導をお願いできる方には、AWA★CLUB指導者の登録をお願いします。AWA★CLUBで指導いただくためには、認定団体に所属する必要があります。指導者ご自身が認定団体を立ち上げる場合は、下記のAWA★CLUB認定申請をお読みください。認定団体の所属先を淡路市がご紹介することもできます。

(1)AWA★CLUB指導者要件

「20歳以上」かつ「地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者」かつ「過去においてハラスメント等、不適格と認められる事項がない者」で、次のいずれかを満たすこと

- ①学校部活動を指導した経験を有する ②日本スポーツ協会等の公認資格もしくは文化活動において指導した経験を有する ③種目・分野の実技指導に精通し安全指導ができる ④教員免許を授与された経験がある

(2)AWA★CLUB指導者となるために

次のことについて承諾の上、淡路市地域クラブ活動指導者として登録する

- ①「地域クラブ活動ガイドライン」を遵守して指導すること(活動時間、適切な休養日設定等)

- ②淡路市が指定する地掲載域クラブ活動指導者のための研修を受講すること

※JSPO 公認スポーツ指導者、日本バスケットボール協会及び日本サッカー協会の公認 C 級コーチ以上の指導者資格所有者は、そのことをもって受講したこととします

- ③活動計画(参加者配布と同じもの)を管理者(市教委)に提出すること

- ④指導者と参加生徒に対し、けがや賠償責任のための保険加入を義務付けること(受益者負担) ※参考:スポーツ安全保険は移動の事故補償や賠償責任保険を含む 掛金(年間)生徒800円、指導者800円~1850円

(3)その他、AWA★CLUBで可能となること等

- ①学校施設の優先利用(費用減免措置等)ができる

- ②中体連主催大会や吹奏楽連盟主催大会等の参加資格を淡路市が追認

(4)指導者報酬について

受益者負担が原則です。

(5)【登録方法】様式1に必要事項を記入し、教育委員会に提出(紙、ネット、どちらでも可能)

3. AWA★CLUB団体認定申請について

AWA★CLUBに登録いただいている指導者が、指導いただくためにはAWA★CLUB認定団体に所属する必要があります。指導者ご自身が団体を立ち上げられる場合は、以下の団体認定申

請を行ってください。会費徴収や補助金受取など資金管理が発生する場合とそうでない場合で、提出書類が異なります。

【資金管理が発生する団体⇒団体認定A申請】※会費徴収や補助金受取を見込んでいる団体

- 団体名義の銀行口座開設が必要になります(口座開設期限は令和8年3月末まで)。
- 申請のためには3名の役員(指導者を含む)のお名前が必要(口座開設時)です。

【資金管理が発生しない団体⇒団体認定B申請】※会費徴収や補助金受取を行わない団体

- 基本的に申請書のみ提出。

【A申請で3名の役員確保について】

・他の運営者や指導者の照会希望があれば、下記問い合わせ先まで。

(1)AWA★CLUB団体要件

申請にあたって、以下の要件を満たすことを確認ください

- ①活動拠点が淡路市
- ②淡路市の中学生のための団体であること(淡路市の中学生が1名以上所属、加入は中学生の希望を尊重、活動の主目的が営利でない)
※淡路市の中学生が0名の場合1年以内に改善
※大会出場団体は、所属中学生のうち、淡路島外の中学生(親権者の住所が島外である場合も同様)が4分の1以下
- ③所属する指導者はAWA★CLUB指導者に登録されている
- ④ガイドライン遵守(登録時に承諾、団体規約と募集チラシに明示、保護者周知)
- ⑤指導者と運営者は定期的に教育委員会指定研修を受講
- ⑥生徒と指導者に傷害保険(賠償責任保険付き)加入義務づけ
- ⑦参加生徒と保護者との連携と協力体制を構築(活動方針の周知、月間活動計画の配布、保護者会の開催、会計決算報告の実施、活動の様子の情報共有など)
- ⑧参加生徒が在籍する中学校との連携と協力体制構築(けがやトラブルの報告、テスト期間中の活動休養、大会日の学校行事設定回避など)
- ⑨上記のほか「淡路市学校部活動の地域クラブ活動への移行ガイドライン」などに示されるAWA★CLUBの趣旨に則った運営・活動を行うこと。

(2)AWA★CLUB認定申請

①必要書類

【認定A申請】ア、登録申請書(様式4-A)

イ、団体規約(原本を参考に作成)

ウ、団体名義の銀行口座通帳の写し(銀行・支店・口座番号・名義がわかるもの)

【認定B申請】ア、登録申請書(様式4-B)

②申請にあたっての留意事項

ア申請内容は、淡路市情報公開条例に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。

イ審査の結果、登録された団体は、淡路市教育委員会が審査結果を公表する場合および今後の部活動の地域展開の推進にあたって必要な場合に、申請内容の一部を必要な範囲で使用することについて、あらかじめ承認するものとする。

ウ特定の学校施設で同一種目の活動の提案が複数あった場合、必要に応じてヒアリングを行い、総合的に判断して選定するとともに、別の活動場所を提示する場合がある。

③申請期間

第1次申請 受付期間 令和7年4月1日(火)～6月30日(月)

「③通帳の写し」の提出については、令和8年3月までの提出でも構いません。

「通帳の写し」の提出があるまでは仮認定として準備を進めることとします。 **補助金やスポンサー資金管理のためにも団体名義口座が必要**です。

4. 一般団体の登録について

AWA★CLUB認定を受けない団体で、中学生の指導を担っていただく団体を一般団体として、淡路市の中学生に対する団体の紹介等を教育委員会が行います。

【登録方法】 様式3に必要事項を記入し、教育委員会に提出(紙、ネット、どちらでも可能)

【登録に必要な書類の入手方法】

○紙(印刷物)の書類

淡路市教育委員会・学校教育課でお渡しできます

淡路市教育委員会・学校教育課 淡路市役所 1 号館 2 階 ④窓口

TEL:0799-64-2519

○ネットから書類を入手

淡路市 HP からpdfファイルを
ダウンロードして印刷

○ネットのフォームから直接登録

下記淡路市 HP からフォームを開いてください
提出いただいた内容を確認いただくため、メールアドレスの
入力が必要です。あらかじめご準備ください。

▼淡路市HP「AWA★CLUB指導者と認定団体の公募について」へ



<http://www.city.awaji.lg.jp/soshiki/gakkou/46154.html>

【登録書類の提出方法】

紙による提出は、下記にお持ちいただくか郵送をお願いします。

ファックスあるいは記入した書類の写真をメールでお送りいただいてもかまいません。

提出先 淡路市教育委員会・学校教育課 淡路市役所 1 号館 2 階 ④窓口
〒656-2292 淡路市生穂新島 8 番地
ファックス:0799-64-2566
メール:awaji_gakkou@city.awaji.lg.jp

【本件に対する問い合わせ】

淡路市教育委員会学校教育課 TEL 0799-64-2519

E-mail awaji_gakkou@city.awaji.lg.jp